

国指定特別史跡「旧弘道館」保存活用計画の概要

1. 計画の目的と対象

(1) 計画の目的

本計画は、国指定特別史跡「旧弘道館」(以下「旧弘道館」と記す。)の本質的価値を適切に保存し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として作成したものである。

本計画は、「旧弘道館」の歴史及び現状を整理し、特別史跡の本質的価値と構成要素の明確化、保存管理をしていくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備・活用の基本的考え方を示したものであり、今後、「旧弘道館」の取扱いの指針として位置付けられるものである。

(2) 計画の対象

本業務における計画の対象範囲は、「旧弘道館」の指定範囲とするが、弘道館の藩校時代の敷地範囲は指定範囲の周辺にも広がっていることから、弘道館跡地を含む指定範囲周辺についても調査範囲とする。なお、特別史跡内に存する重要文化財については、史跡の構成要素として保存や活用の方向性についての検討を行うが、重要文化財としての建造物の保存活用計画については今後別途策定する。

(3) 計画の評価・見直し

本計画は、「旧弘道館」を次世代へと確実に伝えていくことを目的としていることから、長期的な視点で保存・活用を図っていく事業等も含まれる。そのため、本計画の推進に当たっては、実現に必要な各実施計画を策定し、経過観察等による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、見直しを行うこととする。また、「旧弘道館」をとりまく地域のまちづくりの取組みの状況や社会的環境の変化、上位・関連計画の見直し、調査・研究の進展などにより、計画の内容を変更する必要がある場合も、見直しを行うこととする。

2. 指定内容

大正 11 年 (1922) に「旧弘道館」の名称で国の指定史跡となり、昭和 27 年 (1952) には特別史跡に指定された。

また、特別史跡指定地内の正庁、至善堂、正門が国の重要文化財指定 (昭和 39 年 [1964] 指定)、鹿島神社本殿・拝殿・中門及び瑞垣が水戸市指定文化財 (建造物) (平成 29 年 [2017] 指定) となっている。

名称 旧弘道館 (きゅうこうどうかん)

指定年月日 史跡指定：大正 11 年 (1922) 3 月 8 日

特別史跡指定：昭和 27 年 (1952) 3 月 29 日

所在地 茨城県水戸市三の丸

指定面積 34,105 m²

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (史跡)

四. 学校, 研究施設, 文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

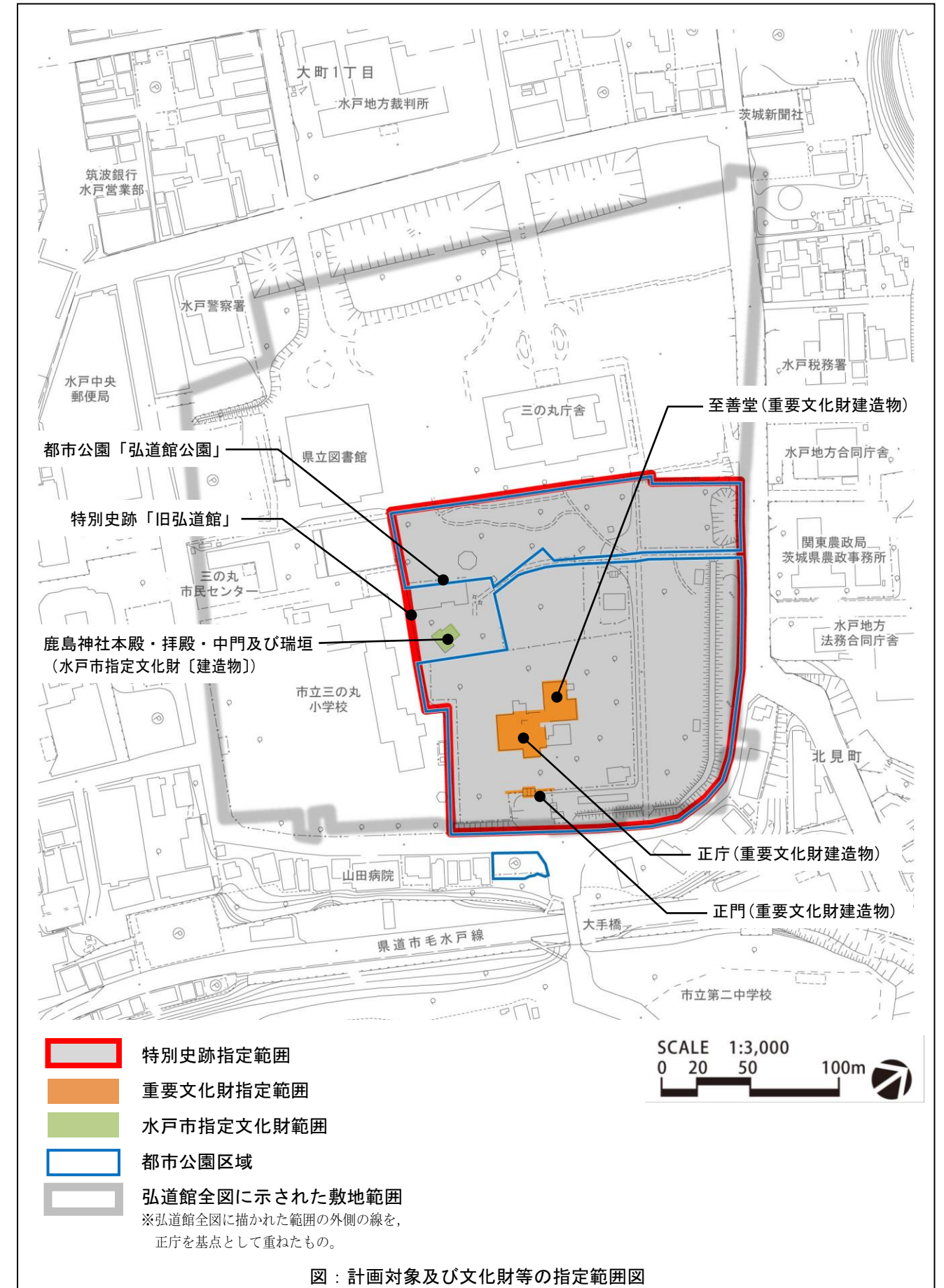
解説 (国指定文化財等データベースより引用 (一部年代等を付記))

<史跡指定時の解説>

舊ト水戸藩ノ藩學ニシテ天保九年徳川齊昭之ヲ創メ藩士ノ子弟ヲシテ此ニ文武ノ道ヲ講セシメ弘道館ノ名嘗テ天下ニ高シ域内ニ鹿島神社聖廟弘道館碑等アリ建築多ク当時ノ物ニシテ舊規尚ホ存ス

<特別史跡指定時の解説>

旧水戸藩の藩学であって徳川齊昭の創立にかかり、弘道館記は既に天保九年に撰ばれていたが、天保十二年假に開館、ついで安政四年に至って開館式を行った。南東に向って正門を開き、外側に番所を設け、正門を入れて正面に学校御殿と云はれる正庁が建てられ、これについで至善堂がある。維新後、文武その他の学寮等取り拂はれ、敷地も縮少し、更に今次の戦災によって、孔子廟、鹿島神社及び八卦堂等焼失したが、質実にして堂々たる正庁、至善堂を始め孔子廟の戟門、弘道館記の碑等、遺存し、孔子廟はその礎石によって旧規を偲び得べく、著名な藩学としてまた江戸時代に盛行しその文運に貢献するところの多かつた藩学の代表的なものとして学術上の価値が極めて高い。



図：計画対象及び文化財等の指定範囲図

3. 「旧弘道館」の本質的価値

弘道館の特徴	
①国内最大級の近世の教育施設	・天保12年(1841)に仮開館し、安政4年(1857)に本開館した弘道館は、武芸施設を充実させた国内最大級の藩校敷地
②「弘道館記」に記された建学精神	・神儒一致、忠孝一致、文武一致、学問・事業一致、治教一致の重要綱目から成る建学精神
③建学精神に基づく教育の展開	・文武課業法や藩学出席強制日数の設定等による継続的に資質向上を図るシステムの導入 ・「賛天堂記」に示した抱負に基づく、医学、製菓の教育、研究
④建学精神に基づく敷地構成	・文武一致を示す文館と武館の配置、神儒一致を示す敷地中央の孔子廟と鹿島神社の配置等
⑤近世の藩校の代表例	・全国の諸藩の教育にも影響を与えた水戸藩の教育と弘道館の独特の教育方針
⑥借楽園と一体となった六芸実践の場	・修業の暇に休養する施設である借楽園と一体となった六芸の実践の場
⑦藩政争の舞台	・明治元年(1868)10月、水戸藩内の幕末政争最後の決戦となった弘道館の戦いの場
⑧茨城県の政治・行政の中心地	・明治4年(1871)に茨城県庁が置かれた後、約130年間、茨城県の政治・行政の中心地
⑨弘道館に関する多くの史資料や調査・研究	・藩校時代の姿を伝える史資料が残り、明治・大正時代から多くの人々の調査・研究対象
⑩史跡・都市公園としての保存と活用	・弘道館閉鎖以降の、市民をはじめとする様々な人々の尽力による保存、復元、活用

「旧弘道館」の本質的価値	
近世の教育施設である藩校は江戸時代の学問・教育の発展に貢献しており、弘道館はその中の代表的な例である。	
<ul style="list-style-type: none"> ・弘道館は、全国の藩校のなかではかなり遅い時代の開設であるが、その敷地の規模は国内最大級であり、独自の教育理念を掲げた藩校であった。 ・「弘道館記」に示された創建者徳川斉昭の建学精神は、教育だけでなく、学校運営や敷地構成にも反映されており、その特色ある建学精神や教育方針は、他藩の藩校に影響を与えた。 	
「旧弘道館」は、創建当時の建造物や石碑等が現存し、遺構や史資料からも江戸時代当時に国内最大規模であった藩校の姿を窺い知ることができる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・弘道館の中心的存在であった学校御殿(正庁)等の建造物や弘道館の建学精神を記した弘道館記碑等の石碑が遺存しており、創建当時の景観を窺い知ることができる。 ・管理棟であった学校御殿の区画や、神儒一致を示す聖域等の土地利用や区画形態が残っており、創建当時の建学精神を反映した敷地構成を窺い知ることができる。 ・藩校時代の日誌や書籍類をはじめ、「弘道館全図」などの古絵図や近代の古写真、弘道館に関わった人物が著した文献等、藩校時代の姿を伝える史資料が多く残っている。 ・指定地周辺には、藩校時代の弘道館の領域を示す濠や土塁が残っており、江戸時代当時に国内最大であった弘道館の敷地規模を窺い知ることができる。 	
<p><本質的価値></p> <p>最大規模にして特色ある教育理念を掲げた著名な藩校</p>	

表：「旧弘道館」の時代区分と各時代の価値評価

時代区分	江戸	明治	大正	昭和	平成														
	藩校の時代 (江戸後期～明治)		行政・教育・公園施設の時代 (明治～大正)		史跡・都市公園(歴史公園)の時代 (大正～現在)														
評価	我が国の代表的な藩校としての価値		(我が国の代表的な藩校の物証としての価値) → ●評価(史跡指定) ●評価(特別史跡指定)		●評価(重要文化財指定)														
			茨城県の行政の中心地としての価値		→ (物証としての価値) →														
					地域の公園としての価値														
歴史的変遷	▲ 天保9(1838) 「弘道館記」の公表	▲ 天保12(1841) 仮開館	▲ 安政4(1857) 本開館	▲ 明治元(1868) 弘道館の戦い	▲ 明治5(1872) 弘道館閉鎖・県庁開設	▲ 明治14(1881) 公園認可	▲ 明治15(1882) 元訓練場に県庁新築	▲ 大正11(1922) 史跡指定	▲ 昭和20(1945) 水戸空襲	▲ 昭和27(1875) 特別史跡指定	▲ 昭和28(1876) 八卦堂復元	▲ 昭和32(1957) 都市公園指定	▲ 昭和38(1963) 昭和の修理竣工	▲ 昭和39(1964) 重要文化財指定	▲ 昭和45(1970) 孔子廟復元	▲ 昭和50(1975) 鹿島神社社殿竣工	▲ 平成11(1999) 県庁移転	▲ 平成23(2011) 東日本大震災	▲ 平成26(2014) 震災復旧
各時代の物証の例	藩校時代の物証となる施設等 ●建造物(正庁、至善堂、正門、孔子廟表門、学生警鐘、番所) ●土塁・地下遺構 ●石碑類(弘道館記碑、種梅記碑等) ●樹木(椎の木、神木鈴梅等)等		行政・教育・公園施設時代の物証となる施設等 ●県庁や学校に使用された建造物(正庁、至善堂等) ●庁舎建造物(三の丸庁舎等)※指定地外		復元・再建されることで、藩校時代の物証的存在となった施設等 ●復元建造物(八卦堂、通用門、国老詰所、孔子廟等) ●鹿島神社に関連する施設(社殿、大鳥居、社務所等)等														
					史跡・都市公園の時代(都市公園指定前)の物証となる施設等 ●公園施設(テニスコート)等														
					史跡・都市公園の時代(都市公園指定後)の物証となる施設等 ●公園施設(管理事務所、倉庫、公衆便所、駐車場等) ●鹿島神社に関連する施設(社務所等)等														

4. 「旧弘道館」の保存・活用

保存・活用の目標

藩校時代から残る歴史的建造物や遺構を確実に保存管理するとともに、弘道館で行われていた教育のみならず広く水戸藩の学問・教育の伝統を伝える場所として、その活用を図り、後世に継承していく。

藩校時代の弘道館

保存（保存管理）

対象となる主な要素

■本質的価値を構成する諸要素（藩校時代から残る施設等）

- ア. 歴史的建造物：正庁【重文】、至善堂【重文】、正門附塀【重文】、孔子廟表門、学生警鐘、番所
- イ. 石碑類：弘道館記碑、種梅記碑、要石歌碑
- ウ. 歴史的建造物跡：式鳥居跡、井戸跡、手水石跡
- エ. 地上遺構：濠・土塁
- オ. 地下遺構

■本質的価値に密接に関わる諸要素（復元施設等）

- ア. 復元建造物：八卦堂、通用門、国老詰所、正庁の便所・湯殿、至善堂の便所、孔子廟、築地塀、井戸屋形、対試場
- イ. 石造物：貞芳院桜の歌碑
- ウ. 樹木：お手植えの松、左近の桜、梅の木、要石歌碑脇の楠、椎の木、鈴梅
※文献等に記載がない上、植樹時期も確定はしていないため取扱いには十分な検証が必要
- エ. 鹿島神社関連施設：鹿島神社社殿【水戸市指定建造物】、大鳥居等

■弘道館の所蔵資料

保存の基本方針

本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を基準として確実な保存（保存管理）を行う。

保存のための整備

の施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯設備整備 ・収蔵施設の整備 ・建造物の修理（建造物の保存活用計画に基づく整備）
調査・ソフト展開	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査 ・地下埋蔵物調査 ・所蔵資料の修理や複製（レプリカ）の作製 ・所蔵資料の公開 ・資料の調査研究

周辺環境の保全

保全の方向性

藩校時代の敷地範囲を保存していくために、周辺の関係機関との調整や、調査・検討を進める。

■発掘調査の実施や追加指定に向けた関係機関と検討・調整

活用

対象となる主な要素

■本質的価値を構成する諸要素以外の要素（公園施設等）

- ア. 公園施設：管理事務所、倉庫・作業員詰所、公衆便所、駐車場、藤棚、園路、水飲、標識類、塀・柵類、照明灯、ベンチ、植栽等、売店（設置許可）、テニスコート
- イ. 鹿島神社関連施設：社務所、御神輿殿・水屋等の建造物、狛犬・石灯笼等の石造物等

活用の基本方針

「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り、将来的には安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を目標として後世に継承していく。

活用のための整備

施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・園路の改修・バリアフリー化 ・情報提供サイン（指定地内外の解説板・案内板）の整備 ・有料開放区域の退出専用口の整備 ・ベンチ、公衆便所等の公園施設の改修・更新 ・ガイダンス施設の整備（収蔵・展示施設、企画展示施設、サービス施設等を含む） ・藤棚・テニスコートの撤去及び跡地整備 ・失われた藩校時代の諸施設の再現
調査・ソフト展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページやパンフレット作成による情報提供の充実 ・展示用の模型制作 ・映像展示の制作（解説動画・VR・ARコンテンツ制作） ・多言語サービスの実施（テキスト・動画配信、パンフレット作成） ・企画展示・体験イベント・シンポジウム・見学ツアー等の開催 ・校外学習・教員研修・自己啓発の場としての活用 ・駐車場の廃止（指定地内の一般車両の進入禁止化） ・弘道館や水戸藩の学問・教育の歴史に関する郷土学習の教材開発

周辺との連携

偕楽園、弘道館周辺の歴史的町並み、水戸駅など訪れる人々が弘道館を中心とした周遊ができるような連携を図る。

運営・体制

運営・体制の基本方針

「旧弘道館」の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

■管理団体の保存活用体制

①文化財としての保存活用体制の強化

- ・茨城県教育委員会との情報を共有・連携強化
- ・管理事務所の管理運営・調査研究体制の充実
- ・文化財の各分野の専門家による検討組織（委員会等）の設置

②将来的な弘道館や水戸藩の学問に関する調査・研究施設や組織の設立に向けた検討

■所有者・管理者間の連携体制

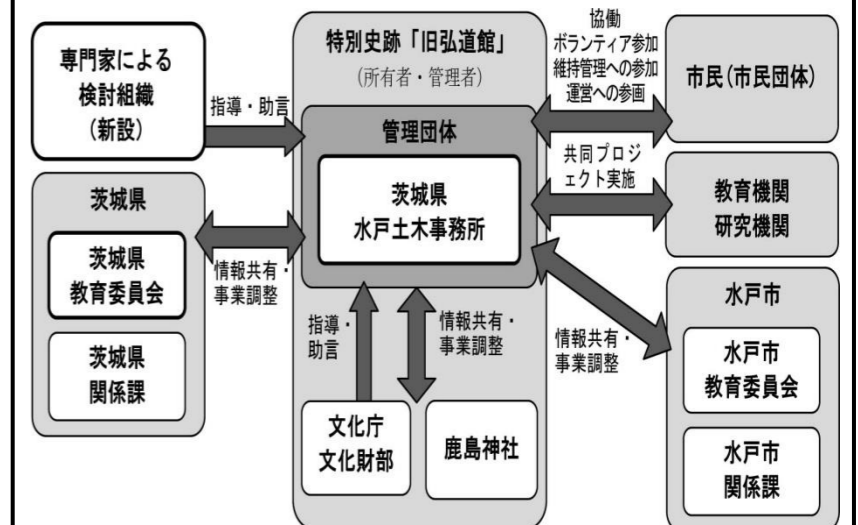
- ・国、茨城県、鹿島神社、水戸市との連携体制を構築

■市民（市民団体）や教育機関・研究機関との連携体制

①ボランティアガイドの人材育成

②維持管理や運営等への市民参加

③教育機関や研究機関との共同プロジェクトの実施



図：「旧弘道館」の保存活用体制図

整備の基本方針

最大規模にして特色ある教育理念を掲げた著名な藩校としての本質的価値が最も整った安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。

短期（平成29年度～平成31年度）

短期整備の方向性

「旧弘道館」の本質的価値を正確に伝え、理解を深めるために、来訪者に情報を提供するための整備や、利便性向上のための整備を短期的に実施する。

特別史跡指定地内外に関わる整備

- ・アクセスルート上への案内表示の充実化
- ・既存施設を活用したガイダンス機能の整備
- ・情報提供サインの整備

・孔子廟や八卦堂の公開方法の検討

・ベンチの改修整備

・テニスコートの撤去及び跡地整備

・公衆便所の建替え

・既設展示の改修

・孔子廟、八卦堂、学生警鐘等の防犯設備整備

・正庁・至善堂地区の地下埋蔵物調査

・有料開放区域の退出専用口の整備

・文館地区の発掘調査による遺構確認

・藤棚の撤去及び跡地整備

- ・所蔵資料の修復や複製（レプリカ）の作製
- ・ホームページによる情報提供の充実
- ・展示用の模型制作・映像展示の制作
- ・パンフレット作成・多言語サービスの実施
- ・企画展示・体験イベントの開催
- ・学校教育の校外学習の誘致
- ・シンポジウムや講座、見学ツアーの開催

・指定地内動線のバリアフリー化
・既設園路の改修

・公衆便所の改修

・収蔵施設の改修整備

施設等の整備

特別史跡指定範囲

調査

都市公園区域

検討・ソフト展開



図：短期整備位置図

中長期

中長期整備の方向性

保存・活用の目標の実現に向けて、弘道館の姿の再現やガイダンス施設の新規整備については、中長期整備として調査・検討や調整・協議を進める。

失われた藩校時代の諸施設の再現

- ・文館等の再現した施設の活用
- ・ガイダンスの専用施設の設置
(管理事務所、収蔵・展示施設、企画展示施設、講習会等を開催する施設、休憩等のサービス施設等)

失われた藩校時代の諸施設の調査や取扱いの検討・調整・協議

水戸中央郵便局

水戸警察署

三の丸市民センター

市立三の丸小学校

山田病院

茨城新聞社

水戸税務署

水戸地方合同庁舎

関東農政局
茨城県農政事務所

北見町

・貯水槽の取扱いの検討

・管理事務所と倉庫・作業員詰所の移転の検討

・所蔵資料の公開
・郷土学習の教材開発
・教員研修の場としての活用
・自己啓発の場としての活用

・駐車場の廃止（指定地内の一般車両の進入禁止化）

施設等の整備

特別史跡指定範囲

調査（指定地及び周辺）

都市公園区域

検討・ソフト展開

藩校創設時の施設
(特別史跡指定範囲外の施設)

弘道館全図に示された敷地範囲
※弘道館全図に描かれた範囲の外側の線を、正庁を基点として重ねたもの。



図：中長期整備位置図

5. 事業の実施（藩校時代の再現に向けた事業の進め方）

（1）藩校時代の弘道館の再現

藩校時代の弘道館の再現については、以下の各再現の内容に必要な事業を段階的に進めていく。

表：藩校時代の弘道館の再現の進め方

再現の内容	短期整備の考え方	中長期整備の考え方
授業、行事、生活	<ul style="list-style-type: none"> 既存展示の充実や映像展示の制作による情報提供 企画展示による情報提供や体験イベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> 展示・イベントの充実化
動線（園路）	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー対応や利便性向上のための既設園路の改修 	<ul style="list-style-type: none"> 諸施設の再現に合わせた園路の再現（再現園路と利用・管理用園路を区別して整備）
建造物の機能・姿	<ul style="list-style-type: none"> 模型や映像展示による藩校時代の姿や機能の情報提供 諸施設の再現に向けた調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 諸施設の再現（委員会等を設置し、専門家の指導を受けて適切な再現方法を検討して整備）

（2）文館の復元

文館の再現は、歴史的建造物と一体となった藩校時代の景観の再現や、有料開放区域と無料開放区域の一体的な利用の面でも効果的な場所として位置付けられるため、早期の整備が望まれる。

①再現した文館の活用

文化財の保存・活用や管理・運営上必要な機能を確保する観点からも、文館を復元的整備により施設を再現して活用することが期待される。

表：文館の復元による施設の活用の整備（案）

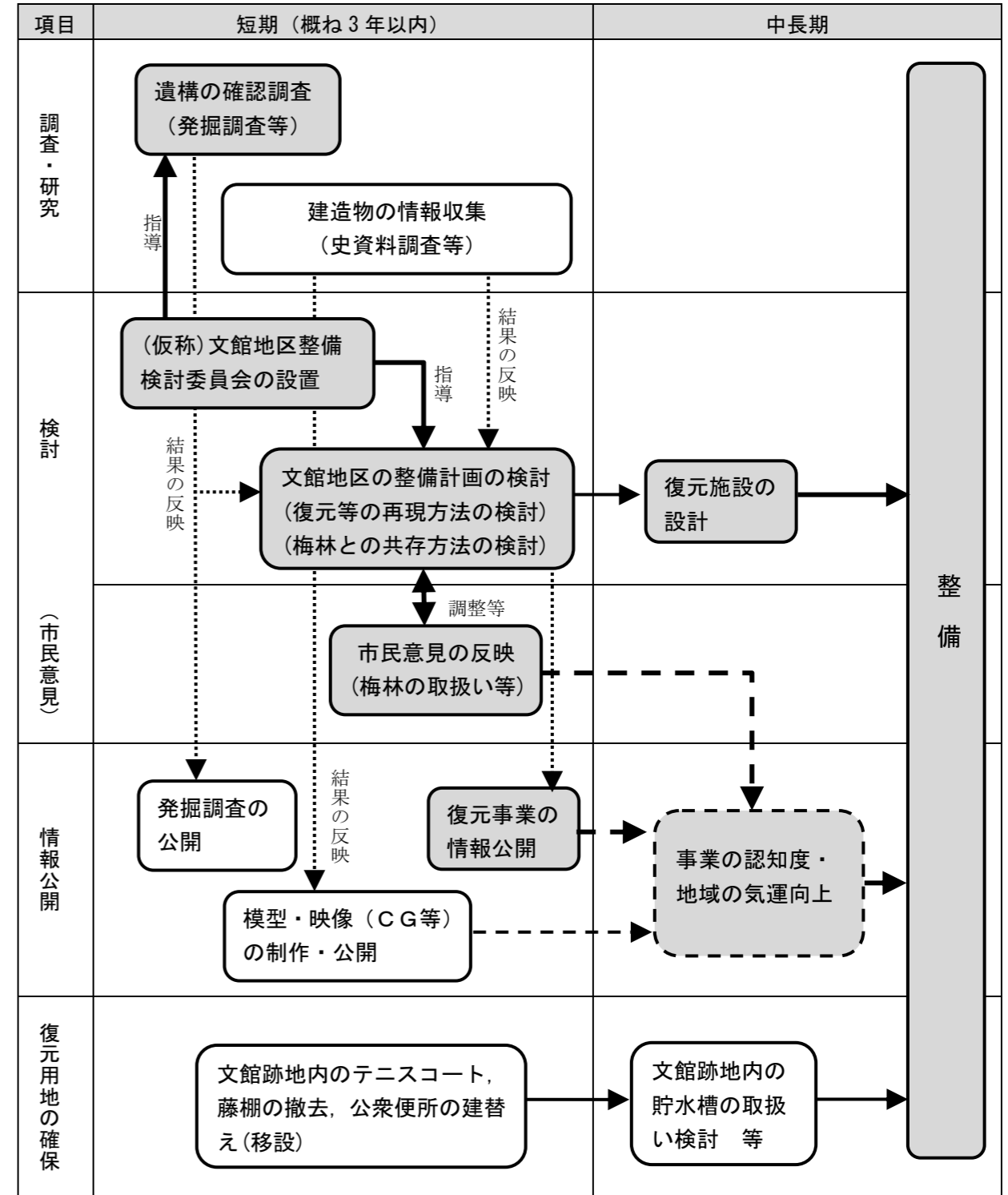
「旧弘道館」に求められる主な機能等		短期整備	中長期整備 (文館復元後)
保存	展示機能 (建造物内)	(現状維持)	(現状維持)
	収蔵機能	・既存施設の改修	・文館への集約 ※収蔵環境の改善化が図れる。
	調査・研究機能	—	・文館への導入検討
活用	情報提供機能	・周辺地域も含めた既存施設を活用して機能を確保	・文館への集約 ※史跡と一体的な総合ガイダンスが図れる。
	展示機能 (所蔵資料)	・既存施設の改修	・文館への集約 ※正庁・至善堂（歴史的建造物）への負荷軽減化が図れる。
	学習機能	(現状維持)	
	休憩機能	・既存施設（ベンチ）の改修	
	便益機能	<ul style="list-style-type: none"> 入口地区の便所改修 文館地区の便所建替え（文館跡地外移設） 既設売店の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 文館への導入 ※来訪者へのサービス向上が図れる。
管理・運営	管理事務所	(現状維持)	・文館への導入検討
	ボランティア控室	—	※機能を集約することで管理・運営機能の向上が図れる。
	作業員詰所	(現状維持)	

②文館復元に向けた調査・検討の進め方

文館の復元を早期に実現するために、短期の段階で、復元に必要となる遺構や建造物に関する情報を収集するための調査・研究に着手する。

また、調査・研究の成果に基づき検討を進めるために、委員会等の専門家による協議体制を構築するとともに、調査・研究の成果や検討状況の情報公開を行い、事業の認知度向上を図り、復元に向けた地域の気運を高めていく。

表：文館の復元に向けた調査・検討の進め方（案）



6. 経過観察

「旧弘道館」の保存・活用の目標の実現に向けて、保存（保存管理）や活用に関する調査や実施結果を記録として蓄積する。

そして、それらの記録を基に「旧弘道館」に負の影響を与える要因が明らかになった場合は、関係する機関等と連絡調整を行い、要因の除去に必要な対策として必要な整備等を検討する。

経過観察による保存・活用状況や事業の進捗状況の評価を踏まえて、本計画の内容を変更する必要がある場合には、適宜計画の見直しを行う。

①保存（保存管理）に関する事項の状況把握

現状変更や維持管理の実施内容等の記録を蓄積する。

調査・記録等の内容	方法
現状変更の状況記録	現状変更の許可申請の記録
維持管理の状況記録	施設の補修、植物管理、設備点検等の維持管理記録
調査・研究の推進の状況記録	史料・発掘調査等の実施記録
市民参加の状況記録	保存管理への市民参加の記録

②活用に関する事項の状況把握

利用者数やイベント等の活用状況の記録を蓄積するとともに、来訪者のニーズを管理・運営に反映していくためのアンケート等による利用実態調査を定期的実施する。

調査・記録等の内容	方法
情報提供・利用の促進状況の把握調査	有料開放区域や公園利用者を対象とした利用実態調査（アンケート等）
利用状況記録	有料開放区域の利用者数の記録
イベント等の活用の状況記録	イベントの実施記録
学校教育・社会教育への活用の状況記録	学校教育の課外授業の実施記録
	シンポジウムや講座等の実施記録